補助要件確認書

【補助対象者対象要件】※ 該当する場合、□に✓を入れてください。すべて該当することが補助対象者の要件となります。

本店所在地が市外の法人で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第２条第１項に規定する中小企業者、小規模企業者、または常時使用する従業員の数が100人以下の医療法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人のうち、申請時の直前の決算期において、法人税法上の収益事業として課税対象となる事業を実施している法人です。

逗子市内に支社や支店、営業所などを有していません。

補助申請時点で既に１年以上の事業活動実績があります。または法人設立以前に個人事業として同種の事業活動を行っており、個人事業としての事業活動期間と併せて１年以上の事業活動実績があります。

逗子市で実施するワーケーションに対して、国・県その他の公的機関から同種の補助金等を重複して交付を受けていません。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者ではありません。

逗子市暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第２条第１項に規定する暴力団、同条第５項に規定する暴力団経営支配法人等に該当する者ではありません。

【補助要件】※ 該当する場合、□に✓を入れてください。すべて該当することが補助の要件となります。

補助対象期間内に２回以上、逗子市内でワーケーションを実施します。

実施するワーケーションのうち１回以上に、役員が１名以上参加します。

滞在期間中又は滞在後に逗子市の関係者などと1回以上の情報交換、交流等を行います。

ワーケーションの実施をSNSやホームページ等で紹介し、逗子市の魅力を拡散します。

ワーケーションの実施後、アンケート調査に回答します。

補助対象者要件、補助要件のすべてに該当することを確認しました。

法人名　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　名